

タイの食品輸入規制等について

2026年3月

JETRO Bangkok

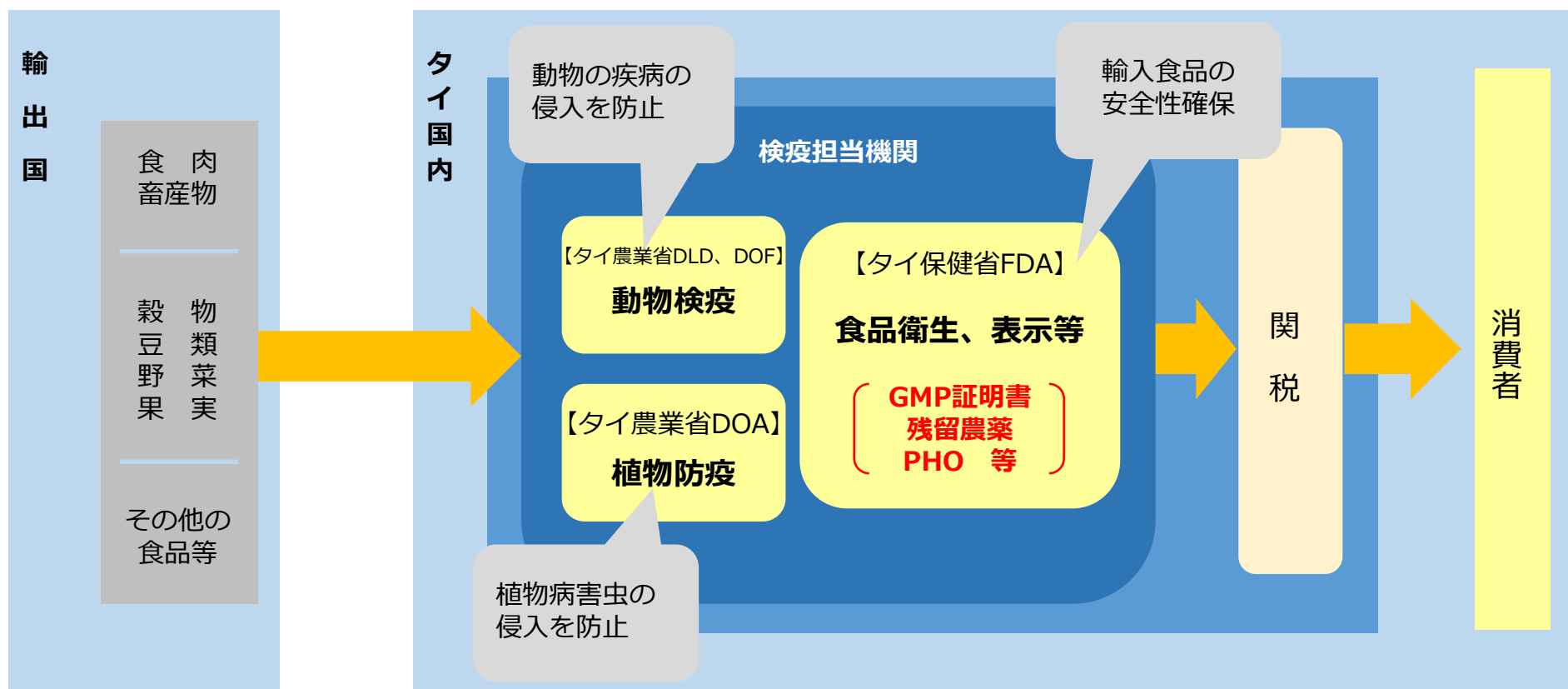
目次

1. 全体像	P.1-7
2. タイ保健省告示420号関係（GMP証明書）	P.8-15
3. 食品の規制動向	P.16-24
4. 青果物の場合	P.25-31
5. 関税関係（JTEPA、RCEP等）	P.32-37
6. 参考資料	P.38-40

1. 全体像

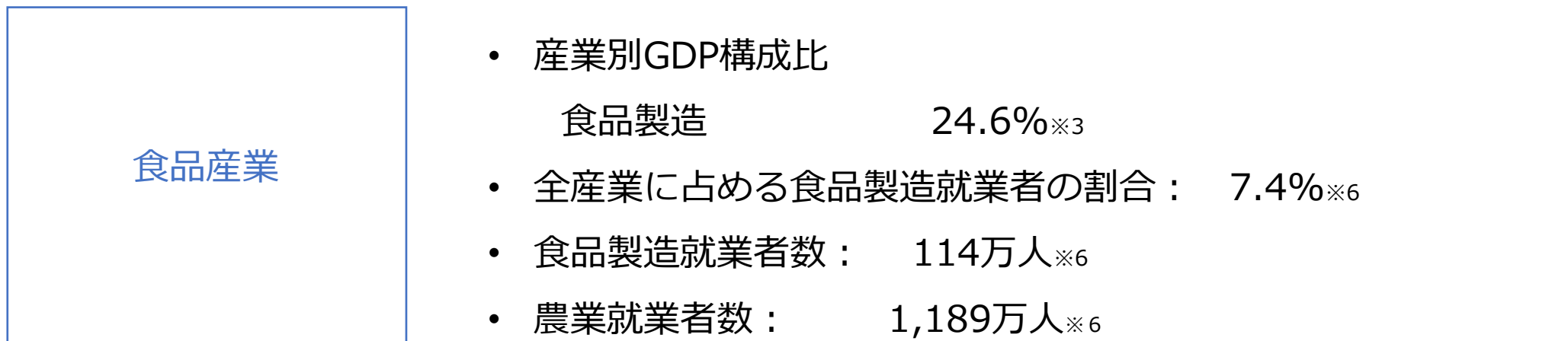
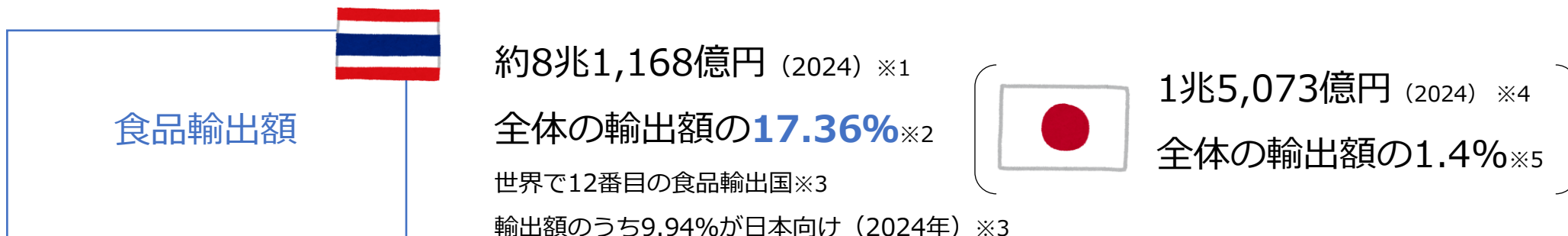
食品が輸入される際には、

- ① 動植物検疫による家畜の疾病や植物の病害虫の侵入を阻止
- ② 食品安全に関する基準への合致による食品の安全性の確保
- ③ 表示や商業的基準の確保について、検査等により確認された後、消費者の元に届けられる。



◆ タイ政府にとって、世界への食品輸出は重要。

◆ 一次産業の高度化・高付加価値化等を図るとともに、世界の規制潮流を迅速に自国に反映。



※1 タイ商務省 Trade Policy and Strategy Office、1USD=155.54円換算。

※2 タイ商務省 Trade Policy and Strategy Office

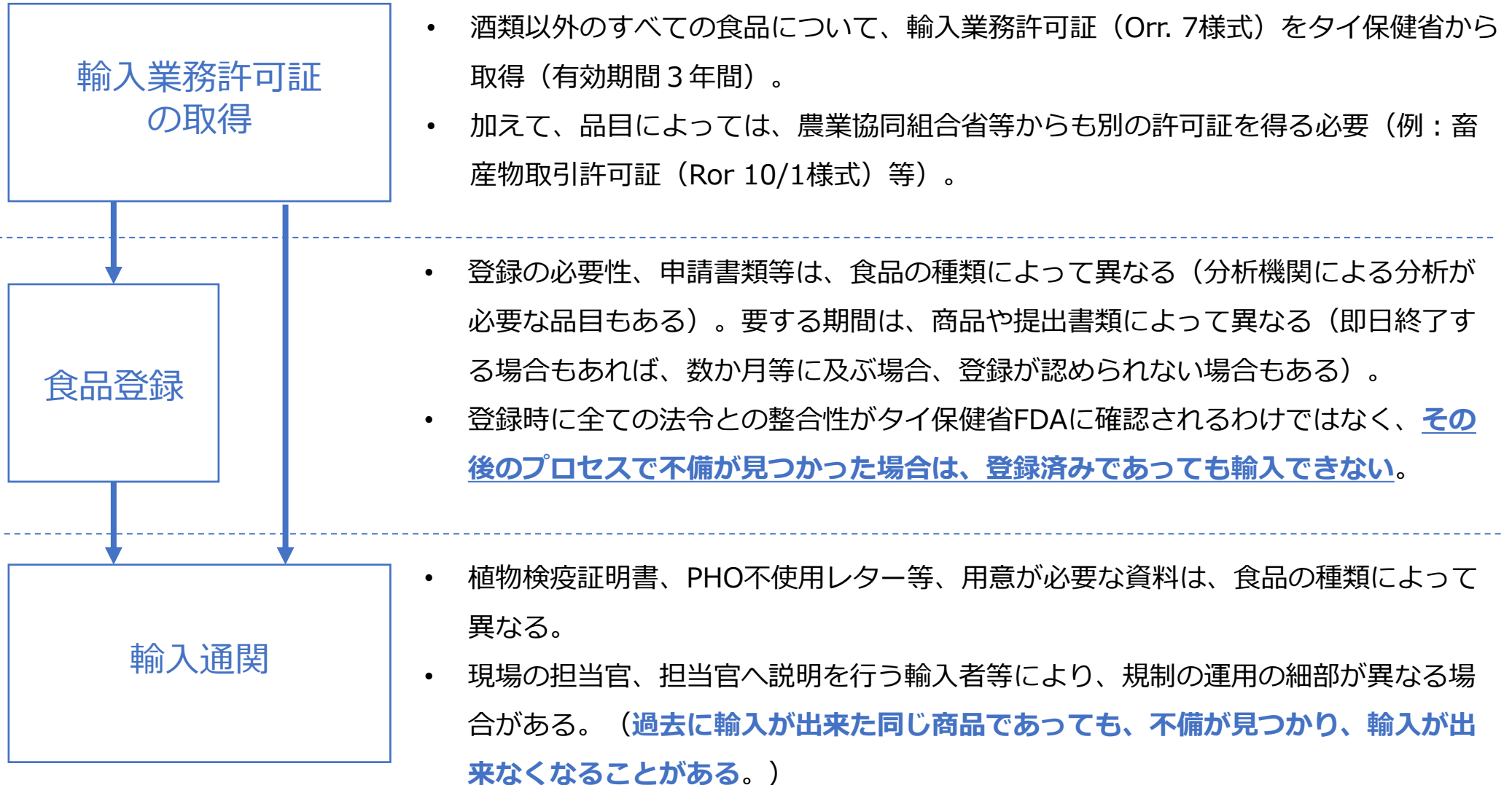
※3 タイ商工会議所 (The Thai Chamber of Commerce)

※4 財務省貿易統計をもとに農林水産省作成 「2024年の農林水産物・食品の輸出実績の概要」

※5 財務省貿易統計をもとにジェトロバンコク事務所計算。

※6 タイ国国家統計局 2024

- ◆ 3種類の手続きに大別することができる（①輸入業務許可証取得、②食品登録、③通関）。
- ◆ **在タイの者が手続きを行う**ため、指示に従い、在日本の者は必要情報等を提供する。



出所：タイの法令をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

◆ 酒類は1商品1輸入業者の登録制

日本の製造業者は、輸入者がラベル使用許可の取得の際に使用する「タイ国内での独占輸入代理店を示すアポイントメントレター」を発行する必要がある。1.製品情報（製品名、アルコール度数、容量）、2.製造業者名、所在地、3.輸入者をタイ国内における酒類の独占輸入販売者として任命するという旨の内容、4.有効日または有効期間（例：○日○月○○年から有効など）の記載が求められる。

◆ 日タイ経済連携協定（JTEPA）の適用

主な酒類(ビール、日本酒、ワイン)の輸入関税はJTEPAが適用されると免除(0%)となる。

◆ 広告や販売規制

・酒類の広告規制が厳しく、酒類の名称・商標・写真の表示が禁止されている。有名人・インフルエンサーの起用も禁止されている。また、販売プロモーションのための値下げなどをしてはならない規制がある。

・特定の場所（学校周辺、お寺など）や一部の祝日での販売禁止規制があり、販売可能時間についても制限がある。また、2020年12月から酒類のオンライン販売が禁止されている。

※国際空港、ホテル等の一部の場所では例外的に上記日時でも販売可能。

1-4 近年公布・施行された食品関連規制の例（2018年～2023年）

告示等	施行	概要
保健省告示第386号	2018年8月施行 (2019年8月本格施行)	青果物の選別・梱包施設に関する基準を設定、輸入品に関する証明書の要求
保健省告示第388号	2019年1月施行	部分水素添加油脂（PHO）の使用を禁止
保健省告示第394号	2019年4月施行	GDA（Guideline Daily Amounts、1日の栄養摂取量ガイドライン）表示が必要な食品の範囲を拡大
輸入通関時の青果物の 残留農薬検査のガイドライン	2020年8月運用開始	青果物の通関時におけるサンプル抽出・残留農薬検査を開始
保健省告示第420号	2021年4月施行 2021年10月本格施行	食品製造施設に求める基準に関する9本の告示を統合・改編 ⇒問い合わせが一番多い告示
保健省告示第431号 保健省告示第432号	2022年12月施行	遺伝子組み換え生物を食品に使用する場合の基準や手続きを新たに定め、ラベル表示も規定
保健省告示第435号	2022年6月施行 (2025年6月猶予期間終了)	食品に使用するプラスチック容器包装の品質および規格を改めるとともに、再生プラスチックの使用を解禁し品質等を規定
FDA通知の廃止	2023年7月施行	新型コロナ流行に鑑み、各種手続きに関して、原本書類の代わりに書類の写しまたは電子書類を使用できるなど幾つかの緩和措置を認めていたが、緩和措置は終了
FDA発表	2023年8月導入	食品・医薬品・化粧品・医療器具の輸入手続きに電子化を導入、例えばGMP証明書の事前登録で通関業務を迅速化

1-5 近年公布・施行された食品関連規制の例（2023年～）

告示等	施行	概要
保健省告示第281号 の関連文書更新	2023年10月施行	水抽出しただけのクチナシ黄については、タイ当局の定める天然着色料規定での定義に該当し、天然着色料規定で定める各種基準を順守した上で使用可能に
商務省規定	2024年から2026年までの関税割当	茶を含む5品目について、2024年から2026年までの関税割当申請の手続きなどを定める
水産局告示	2024年5月施行	海面漁業による複数種類の水産動物を混載した輸入は梱包明細書が必要になることや商品の保管場所および配送施設を記入することなど輸入手続きを厳格化
タイ農業協同組合省 農業局告示	2025年1月施行	日本からのかんきつ類の輸入条件（第2版）（ゆず生果実ときんかん生果実の追加）
保健省告示第459号	2025年7月施行	保健省告示第377号「BSEリスクを伴う食品」を廃止し、BSEリスクステータスの国または地域リストや輸入に必要な書類を改定
保健省告示第460号	2025年7月施行	残留有害物質を含有する食品に関連する4本の告示を廃止し、この告示に統合する。新たにASEAN MRLs/EMRLsの規定を追加する。
保健省告示第462号	2025年12月施行	密閉容器入りの飲料水に関する告示を廃止し、この告示に統合する。スプリングウォーター、炭酸水の定義を追加し、汚染物質基準を改正する。
保健省告示第464号	2025年12月施行	天然ミネラルウォーターのラベル表示規定を改正し、デジタルラベルを使用する場合の条件を定める。
保健省告示第466号	2025年12月施行	保健省告示第394号「栄養表示およびエネルギー、糖質、脂質、ナトリウムをGDA様式にしなければならない食品」の添付資料を廃止し、本告示の添付資料に置き換える。
保健省告示第467号	2025年12月施行	保健省告示第445号「栄養表示」のラベル表示規定を改正。
保健省告示第468号	2025年12月施行	保健省告示第444号「食品添加物の使用基準、条件、方法および比率の規定（第3版）」の添付資料1、2を廃止し、本告示の添付資料に置き換える。

2. タイ保健省告示420号関係 (GMP証明書)

- ◆ タイ国内の食品製造施設は、タイ法令で定められた基準を守る必要（日本の保健所の営業許可等に類似）。
- ◆ 輸入品については、タイ法令と**同等以上の基準の規格等に関する証明書が輸入時に必要**。保健省告示第420号の公布により、**アルコール飲料、生鮮水産物以外のほぼ全ての食品の輸入について証明書が求められること**となった。
- ◆ 使用可能な証明書の具体例としてISO22000等がタイ政府から公表されている。具体例に記載がなくとも、
①タイ法令の基準と同等以上の基準に基づくもの、②発行主体の指定を満たしているものであれば使用可能。

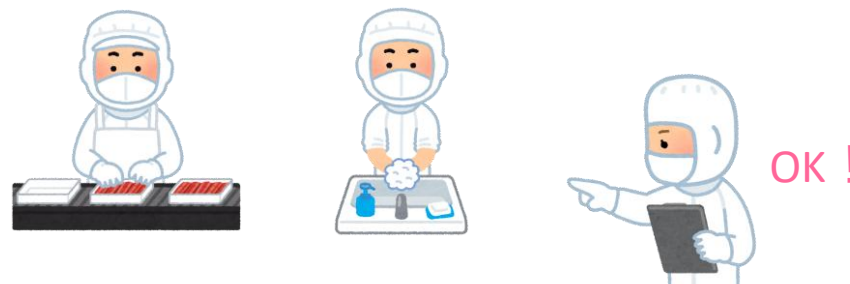
○タイ保健省告示第420号の基準例（イメージであり他にも多数規定あり）

- ・ 立地場所、建物などに関する事項

製造施設は、動物及び虫の製造エリアへの侵入を防止でき、又は動物及び虫の食品との接触を防止できること 等

- ・ 製造用ツール・機械・設備などに関する事項

毒性がなく、錆びず、食品と反応を起こさず、耐腐食性のある素材を選んで衛生的に設計されたものであること 等



2-2 どの文書に何が書いてある？

◆ GMP証明書に関連する文書は多数存在。目的に応じて参照を。

○保健省告示第420号本体（[原典](#)・[仮訳](#)）

⇒告示本体。基本要件事項及び個別要件事項1、2、3の本文を掲載。

○保健省告示第420号に基づく食品輸入に関するガイドライン(2025年10月版)（[原典](#)・[仮訳](#)）※定期的に更新される

⇒食品輸入に際して必要な証明書の運用面等について示した文書。告示本体に次いで重要。使用可能な証明書例も。

○保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例（[原典](#)）※定期的に更新される

⇒420号に使用可能な証明書の例を多数掲載。取得している証明書が使用可能か確認したいときはこちらを参照。

○保健省食品検査所ウェブサイト（各国の政府機関が発行する使用可能な証明書等の様式例を掲載）（[リンク](#)）

⇒日本の営業許可証や農林水産省が発行するGMP証明書等はここに掲載されている。

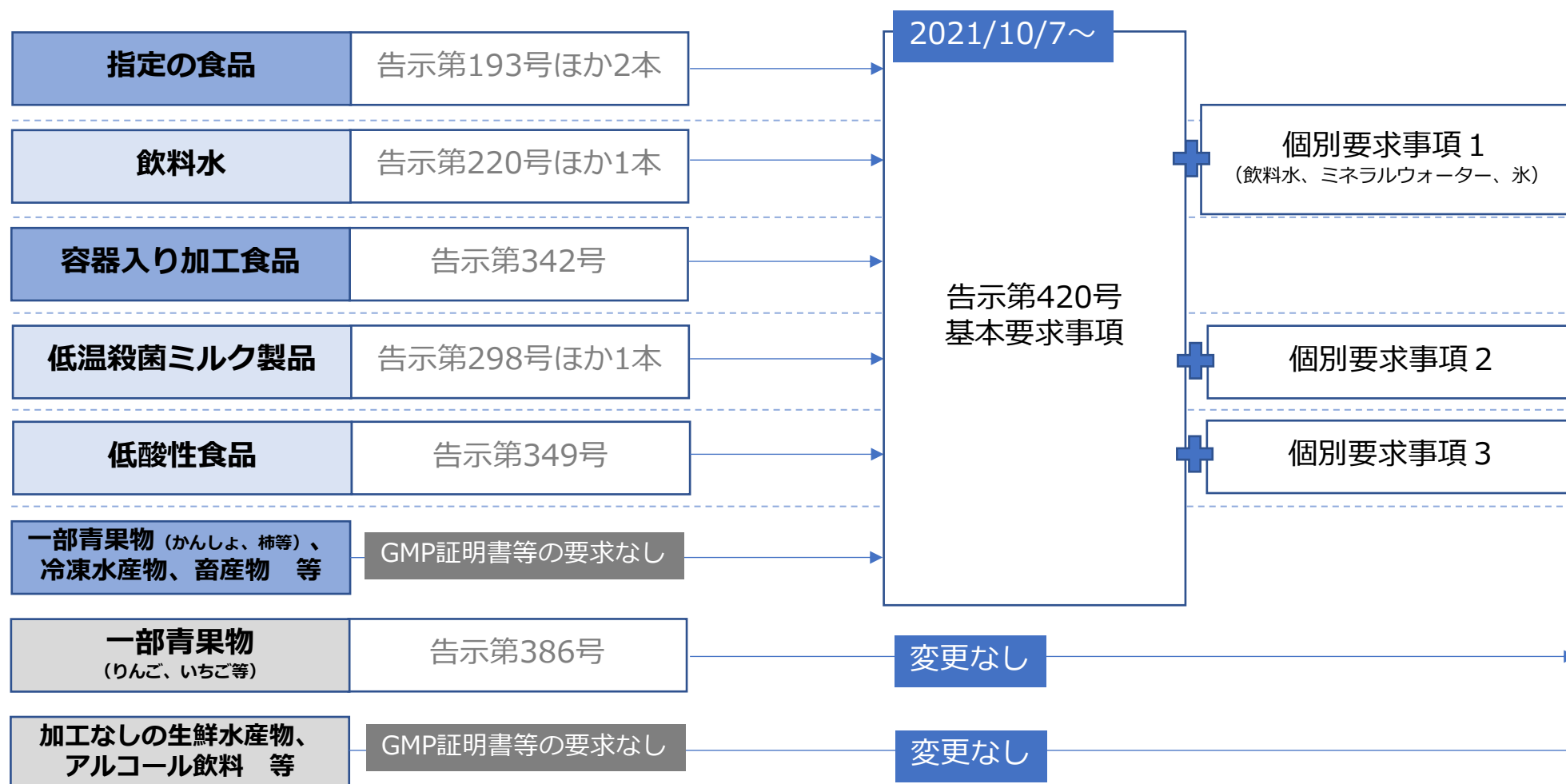
○保健省告示第386号本体（[原典](#)・[仮訳](#)）

⇒告示本体。386号の対象となる生鮮野菜・果物のリストや求められる衛生基準の本文を掲載。

○保健省告示第386号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例（[原典](#)）※定期的に更新される

⇒386号に使用可能な証明書の例を多数掲載。取得している証明書が使用可能か確認したいときはこちらを参照。

- ◆ 製造等の基準を定める告示9本が廃止・統合・改編され、2021年2月に保健省告示第420号が公布。
- ◆ 輸入時に食品の製造施設に関する証明書（GMP証明書等）が求められる食品の範囲が拡大（アルコール飲料、生鮮水産物以外のほぼ全ての食品について求められる）。
- ◆ 新規の製造者・輸入者は2021年4月11日から、**既存の製造者・輸入者は2021年10月7日から適用**※



2-4 使用可能な証明書の例

- ◆ 使用できる証明書の具体例は、タイ保健省FDAが公表（**ISO9001は使用不可**、また法令に適合していなかったのに使用が看過されてきたものの一部については、却下されるケースも出てきている）。
- ◆ 具体例に掲載されていない場合も、①タイ法令の基準と同等以上の基準に基づくもの、②発行主体の指定を満たしているもの、であれば使用可能。

大半の食品

保健省告示第420号
基本 requirements

- Global Standard for Food Safety Issue 8. British Retail Consortium.等。上記以外も具体例が公表されている。
- 日本の食品衛生法第55条（旧第52条）に基づく**営業許可証も使用可能**。
- **牛肉・豚肉の場合**は、**食肉衛生証明書**（2021年11月29日以降に発行されたもの）も**使用可能**。
- **青果物の場合**は、**保健省告示第386号に基づく証明書も使用可能**（行政機関による衛生証明書、J-GAP等）。

一部青果物 (さつまいも、柿、桃等)

飲料水、ミネラル ウォーター、氷

保健省告示第420号基本 requirements
および個別 requirements 1

- CAC/RCP 48-2001.等。上記以外も具体例が公表されている。

低温殺菌ミルク製品

保健省告示第420号基本 requirements
および個別 requirements 2

- CAC/RCP 57-2004.等。上記以外も具体例が公表されている。

低酸性食品

保健省告示第420号基本 requirements
および個別 requirements 3

- CAC/RCP 23-1979.等。上記以外も具体例が公表されている。

一部青果物 (りんご、いちご等)

保健省告示第386号

- 行政機関発行の証明書
- GLOBAL G.A.P. / ASIA GAP / J-GAP等。上記以外も具体例が公表されている。

全ての食品で
使用可能

- 農林水産省発行のGMP証明書
(保健省告示386号で指定される青果物を除く)
- ISO 22000:2005.
- FSSC 22000
- JFS-C
- JFS-B

※政府間の調整等により、今後、使用できる証明書に追加が生じる可能性あり。

2-5 日本からの輸出を想定した場合の代表的な証明書例

規格・証明書名 (※1)	告示420号 (※2)				根拠・補足
	基本	個別 1	個別 2	個別 3	
ISO 22000 FSSC 22000	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」に掲載されている。
JFS-C JFS-B	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」に掲載されている。
農林水産省 GMP証明書	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省食品検査所ウェブサイト」に様式例が記載されている。 取得の手続きは農林水産省ウェブサイトを参照。
食品衛生法に基づく 営業許可証	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省食品検査所ウェブサイト」に様式例が記載されている。 営業許可証の写しを入手・英訳したのち、在タイ日本大使館で原本の写しであることの証明・翻訳証明(※)を受ける必要。 <p>※ 正式名称：翻訳形式の宣誓式署名証明 https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular_shoumei.html#%E5%AE%A3%E8%AA%93%E5%BC%8F</p>
告示386号に 使用可能な証明書 (青果物)	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 「保健省告示第420号に基づく食品輸入に関するガイドライン」に使用可能である旨が明記。 386号の対象となる生鮮野菜・果物以外の生鮮野菜・果物の輸入においても、告示386号に使用可能な証明書は告示420号にも使用可能。
食肉衛生証明書 (牛肉・豚肉)	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」に掲載されている。 食肉衛生証明書は従来から牛肉・豚肉の輸入に必要とされていた書類であるため、牛肉・豚肉の輸入のために別途GMP証明書を用意する必要は無くなった。ただし、2021年11月29日以降に発行されたものである必要。(420号対応に向けて様式を変更したため。)

※1 上記に示したのはあくまで例であり、上記以外にも使用可能な証明書は多数存在。詳しくは「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」や「保健省食品検査所ウェブサイト」を参照。

※2 使用可能としてタイ保健省FDAに確認が取れているものであるが、個別の製品ごとの使用可否はFDA担当官が判断を行う。

- ◆ 使用可能な証明書については、「保健省告示第420号に基づく食品輸入に関するガイドライン」で基準が定められている。
- ◆ この基準に合致しないと担当官が判断した場合、使用が認められないケースもある。

【発行者に関する規定】

- 製造者の国の担当政府機関 (Competent Authority)
- 製造者の国の担当政府機関から認められたその他の機関
- 国際認定フォーラム(International Accreditation Forum; IAF)のメンバーで、IAFから認められた認定機関 (Accreditation Body ; AB) から認定された認証機関 (Certification Body ; CB)

のいずれかが発行した証明書である必要。

- 証明書の発行機関がこれらのいずれにも該当しない場合、当該証明書の規格自体は告示420号の求める基準を満たしていても、使用が認められない。

【記載事項に関する規定】

- 製造施設の名称及び所在地
- 告示420号に規定する基準と同等以上の製造システム規格
- 輸入する食品の種類又はタイプをカバーする認証の範囲
- Manufacturing, Processing など認証を受けた活動
- 証明書の発行機関
- 認証日及び認証の有効期限（認証の有効期限が記載されていない場合、このCertificateの有効期間は、文書の発行日又は認証の適用日から1年以内とする。）

- 例えば証明書の認証範囲が商品Aの製造業であった場合、当該証明書を使用して商品Bの輸入はできない。
(商品Bを認証範囲に含む証明書が必要。)

が記載されている必要。

◆ 保健省告示第420号の運用が始まった2021年10月7日以降、弊所によく寄せられる相談・質問をまとめた。

相談・質問	対応・回答
<ul style="list-style-type: none"> GMP証明書はいつどのような場面で求められるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> GMP証明書は、主に①食品登録時、②輸入通関時に求められます。
<ul style="list-style-type: none"> 個別要求事項1、2、3はどういった製品で求められるのか。どのように判断すれば良いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本 requirements のみで良い製品なのか、個別要求事項も求められる製品なのかはFDAにより判断されます。食品登録時、あるいはその前にFDAに確認を行うことが重要です。
<ul style="list-style-type: none"> FDA担当官から、証明書に記載された「輸入する食品の種類又はタイプをカバーする認証の範囲」が製品と合致しないと指摘を受けた。どうすれば良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> 営業許可証や農林水産省GMP証明書の場合、書面に記載されている「○○業」の名称によっては、輸入しようとしている製品の製造を包含していることが分かりにくい場合があります。 説明に窮した場合には、ジェトロや大使館にお問い合わせください。
<ul style="list-style-type: none"> 営業許可証は、英訳と、大使館で原本の写しであることの証明（※1）・翻訳証明（※2）を受ける必要があるとのことだが、誰がどのようにすれば良いのか。 <p>※1 2024年11月27日から条件付きで写し証明を免除 https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/12/0cdaf193a3a843be.html</p> <p>※2 正式名称：翻訳形式の宣誓式署名証明</p>	<ul style="list-style-type: none"> 営業許可証の英訳は、輸入業者様や輸出業者様等が各自で行ってください。 その上で、「翻訳形式の宣誓式署名証明」については、在タイの輸入業者様等が在タイ日本国大使館領事部に営業許可証の写し及び英訳を持ち込み、申請の上、発行を受けてください。ただし、申請者は日本の国籍を有している必要があり、申請者本人が申請窓口に出頭し、担当者の前で書類に署名を行う必要がある点についてご留意下さい。 <p>(参考) 在タイ日本大使館ウェブサイト領事関連情報証明関係手続一覧「7. 宣誓式の署名証明（英文）」 https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular_shoumei.html#%E5%AE%A3%E8%AA%93%E5%BC%8F</p>
<ul style="list-style-type: none"> 営業許可証を使用しようとしたが、FDA担当官から、「○○法○○条に基づき」の記載が55条または52条となっていないから不可という指摘を受けた。どうすれば良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に、食品衛生法に基づく営業許可証は全て、法55条（2021年6月の法改正前に発行されている場合は52条）に基づき発行されています。 55条又は52条以外の条に従って発行と記載されている場合、当該許可証は、食品衛生法ではなく都道府県の条例等に基づいて発効されている場合がほとんどです。 都道府県の条例等に基づく証明書の場合、条例等で定める基準が保健省告示420号の求める基準と同等以上であることが必要です。

3.食品の規制動向

- ◆ 部分水素添加油脂（PHO）は使用禁止。
- ◆ 日本はPHO規制がないため、タイ向け輸出では対応が必要。

各国の状況※

食品中のトランス脂肪酸に制限を設ける規制を講じている国

Best-practice TFA policy: Legislative or regulatory measures that limit industrially produced TFA in foods in all settings, and are in line with the recommended approach

アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、シンガポール、タイ等 **41か国**

タイの規制 (2019年1月～)

- **部分水素添加油脂(PHO)使用禁止。**
- 油脂を使用した製品については、部分水素添加油脂(PHO)を使っていない旨の製造事業者のレターが輸入時に必要。
- PHO使用の可能性のある食品の例（タイ保健省FDAのガイドライン）
マーガリン / ショートニング / 水素添加油脂 / パイ、パフ、パン菓子、ケーキ、クッキーなどのベーカリー製品 / 部分水素添加油脂を使用し、油を使って揚げた食品（例：揚げドーナツ） / ラベルの主要原材料表示に「マーガリン、ショートニング、植物油を原材料として含む」と記載されている食品

※ WHO TFA Country Score Card <https://extranet.who.int/nutrition/gina/en/scorecard/TFA>

出所：タイの法令などをもとにジェトロ・バンコク事務所作成

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

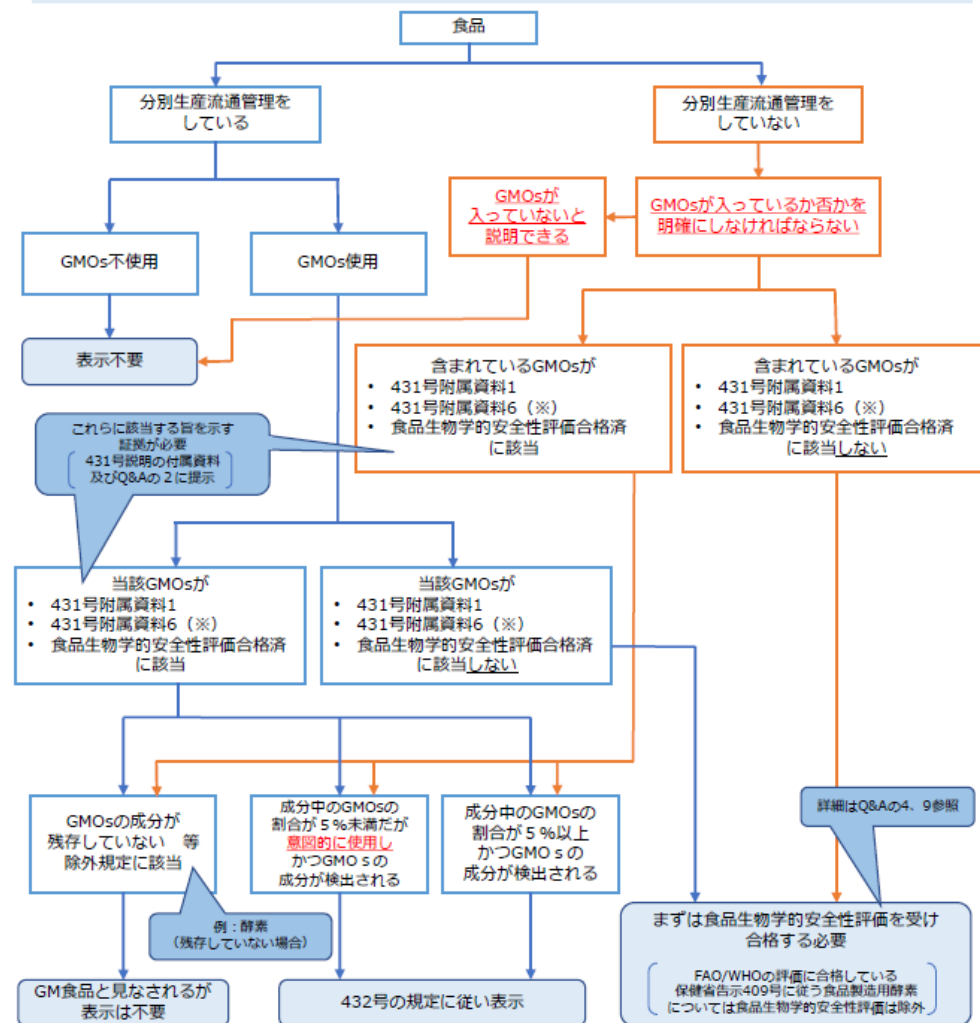
- ◆ 告示431号付属資料1に記載の遺伝子組換え生物由来の食品、もしくは規定の機関による食品生物学的安全性評価を行った遺伝子組換え生物由来の食品**以外**の遺伝子組換え生物由来食品の製造・輸入・販売を禁止。
- ◆ 該当しない遺伝子組換え生物由来食品の製造・輸入・販売を行うには、規定の機関による食品生物学的安全性評価に合格し、また、保健省食品・医薬品委員会事務局に必要書類を提出する必要。
- ◆ 告示432号は「遺伝子組換え生物由来食品」のラベル表示について規定。（本告示の施行以前に遺伝子組換え生物由来食品の製造、または輸入の認可を受けていた場合には、猶予期間を設けており、本告示施行日から2年以内に限り認可を受けたラベルで販売を継続可能。）
- ◆ 2023年1月24日には、タイ輸出支援PF主催で、FDA担当官を招いた説明会を実施。

タイPFでは本規制に関する解説資料を作成しており、詳細についてはビジネス短信やその添付資料を参照のこと。

4 日本からの輸出を想定した場合のフロー図

2023年2月10日時点

- これらの情報をもとに、日本からの輸出を想定した場合のフロー図は以下のとおり。
- 告示上、「分別生産流通管理をしていない（いわゆる遺伝子組換え不分別）」という考え方が存在しないことに留意。
- 個別の食品の取り扱いについてはタイ保健省に確認を行う必要。



※ 付属資料6に掲載のものについては告示施行日から5年以内が期限。2027年12月4日以降は食品生物学的安全性評価を受け、合格していなければ製造・輸入・販売できない。
 ※※Q&Aによれば、告示の施行（2022年12月4日）より前に製造・販売・輸入の許可を得ていた遺伝子組み換え生物由来食品については、あらかじめFDAに書類や証拠を提出する必要がない（ただし、説明を求められた場合に備え、書類や証拠を所持しておく必要がある）。
 Copyright © 2022 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

タイ保健省は2022年6月17日、保健省告示435号「[食品に使用するプラスチック容器包装の品質および規格に関する告示](#)」（日本語仮訳）を官報に掲載、翌6月18日から施行した。同告示は、従来の保健省告示第295号「[プラスチック容器包装の品質規格](#)」（英訳）を廃止したうえで、**輸入食品を含め、食品に使用するプラスチック容器包装の品質および規格を新たに定めており、その詳細をプラスチックの種類別に付属表1に規定している。付属表1に規定された種類以外のプラスチックの使用には、安全性評価結果報告書などが必要とされている。**また、従来禁じられていた再生プラスチックの使用が認められており、その品質や規格、条件が定められている。

また、ジェトロ・バンコク事務所では猶予期間の3年が終わる前にタイ保健省と合同で「[タイの食品用プラスチック容器包装の品質・規格の新基準に係る説明会](#)」を開催し、2025年度には「[タイ食品用プラスチック包装容器調査](#)」を実施し、保健省告示435号に係る情報発信を行った。

【規定のあるプラスチックの種類一覧】

1. ポリ塩化ビニル (polyvinyl chloride)
2. ポリエチレン (polyethylene)
3. ポリプロピレン (polypropylene)
4. ポリスチレン (polystyrene)
5. ポリ塩化ビリニデン (polyvinylidene chloride)
6. ポリエチレンテレフタレート (polyethylene terephthalate)
7. ポリカーボネート (polycarbonate)
8. ポリアミド (polyamide) 又は ナイロン (nylon)
9. ポリビニルアルコール (polyvinyl alcohol)
10. ポリメチルメタクリレート (polymethyl methacrylate)
11. ポリメチルペンテン (polymethyl pentene)
12. メラミンホルムアルデヒドポリマー (melamine-formaldehyde polymer)
13. 牛乳又は乳製品収納用プラスチックの食品接触面は、次の種類のプラスチックとする。
 - 13.1 ポリエチレン (polyethylene)
 - 13.2 エチレン・1 - アルケン共重合樹脂 (ethylene1- alkene copolymerized resin)
 - 13.3 ポリプロピレン (polypropylene)
 - 13.4 ポリスチレン (polystyrene)
 - 13.5 ポリエチレンテレフタレート (polyethylene terephthalate)

付属表1 の各種表	内容
表1	各種プラスチックの食品への溶出移行に関する品質又は規格
表2	重金属の移行に関する品質又は規格
表3	芳香族第一級アミン類の移行に関する品質又は規格
表4	特定種プラスチック容器包装の特定物質の移行に関する品質又は規格

◆ 2023年11月28日付ビジネス短信 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/11/c8a35ebd24b45090.html>)

タイ保健省食品・医薬品局（FDA）は10月27日、保健省告示281号「[食品添加物](#)」（英語仮訳）の関連文書として[FDAウェブサイトに掲載](#)されている「[植物または動物の一部から得た色素の品質規格、同色素のリスト](#)」（天然着色料リスト）を更新し、リストに「クチナシ（乾燥の実と果実）」を加えた。

天然着色料リストでは、食品添加物のうち「[植物または動物の一部から得た色素の品質規格、同色素の規定](#)」（天然着色料規定）で定める天然着色料の定義（注）に該当するもので、食品への使用が認められる天然着色料をリスト化している。

一般的にタイで食品添加物を使用するには、保健省告示418号「[食品添加物の使用基準、条件、方法、比率の規定（第2版）](#)」で定めた食品添加物ごとの使用基準を順守する必要があり、使用基準が定めていない場合にはFDAに申請し、承認を得る必要がある。

一方、[タイの輸出支援プラットフォーム](#)でFDAに確認したところ、天然着色料規定での定義に該当しており、かつ、天然着色料リストに記載されている天然着色料については、保健省告示418号の適用外で、同告示に使用基準が定められていなくても使用可能との回答が得られた。ただし、天然着色料規定で定める各種基準は順守する必要がある。

例えば、天然着色料リストに今回追加された「クチナシ（乾燥の実と果実）」については、次のとおりとなる。

- 水抽出しただけのクチナシ黄については、天然着色料規定での定義に該当するため、天然着色料規定で定める各種基準を順守した上で使用可能
- 酵素処理を経るクチナシ赤、青は、天然着色料規定の定義に該当しないため、告示418号で使用基準が定められない限りは使用不可

「天然着色料リスト」には、従前からベニバナや赤キャベツなども記載されている。

（注）天然着色料規定で、天然着色料とは、「水による抽出または物理的な方法（FDA担当官は粉碎や乾燥を例示）により得られた着色料」と定義している。化学的処理を得た着色料は含まれず、日本でのいわゆる「天然着色料」より範囲は狭くなっている。

◆ 2024年9月3日付ビジネス短信 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/09/357cbe3021a27d0c.html>)

タイFDAは、2024年8月より紅麴の成分含む食品に対する監視策を施行

- タイに輸入する食品に紅麴の成分が含まれる場合、その食品の分析検査を行うため、一時的に留め置きが行われるが、輸入者が原産国の政府機関やISO/IEC17025認証を取得している機関などが発行したプベルル酸の分析証明書を提示すれば、留め置きが免除される。なお、プベルル酸の検出量は定量下限値 (Limit of quantitation : LOQ) より下回らなければならない。
- FDAが紅麴の成分を含む食品を製造する国内製造事業者に対し、紅麴を発酵する過程でプベルル酸を生産するペニシリウム属のカビの汚染がないよう、徹底的に管理工程を検査する。
- 全国の販売先を対象に、紅麴の成分を含む食品の検査を行う。

上記の施策により、紅麴の成分を含む食品にプベルル酸の検出量がLOQより上回る場合、1979年食品法に基づき、2年以下の禁錮、もしくは2万バーツ（約8万6,000円、1バーツ＝約4.3円）以下の罰金、またはその併科になる。

◆ 2025年7月23日付ビジネス短信 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/07/43253e33097cc5f1.html>)

保健省告示第459号「[BSEリスクを伴う食品の輸入原則および条件の規定](#)」 (仮訳)

- ・保健省告示第377号「BSEリスクを伴う食品の輸入原則および条件の規定」を廃止し、この告示の内容に置き換える
- ・国際獣疫事務局 (WOAH) の2023年陸生動物衛生基準のガイドラインに基づき、告示の内容を改定
- ・トレーサビリティを考慮し、輸入に必要な書類を改定
- ・7月7日に官報に掲載され、同日より施行となった

保健省告示第460号「残留有害物質を含有する食品」

- ・残留有害物質を含有する食品に関する4本の告示を廃止し、この告示に統合する
- ・MRL値・EMRL値が定められていない場合、これまではCODEX基準を超えないこととしたが、新たにCODEX基準に定められていない場合はASEAN MRL・EMRL値の基準に従うとする
- ・付表2の食品の種類を59種類から88種類に増加し、MRL値を改定
- ・付表3の動植物に関する一律基準 (default limit) を改定
- ・付表4のEMRL値を改定

- **タイ政府、12月3日から午後のアルコール飲料販売を緩和**

タイアルコール飲料規制委員会は、1972年から禁止されてきた午後2時から午後5時までのアルコール飲料販売時間を試験的に緩和し、2025年12月3日から180日間限り販売可能とした。試行期間を経て継続の可否が審査される。また、店内飲酒について午前0時までに注文した場合は、午前1時まで飲酒することが可能となった。

2026年2月6日付ビジネス短信 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/12/6afa3e48a7c4b50b.html>

- **タイ政府、輸入酒類の独占権廃止案を閣議で承認**

タイ政府は2026年2月3日の閣議で、輸入酒類について「1製品につき、輸入者1社に独占輸入権を与える制度（Sole Agent）を廃止することを含む省令改正案を承認した。観光促進と市場競争の向上を目的としている。官報に掲載後、正式に施行され、まずは輸入ワインとスパークリングワインを対象に先行運用される。

2026年2月6日付ビジネス短信 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2026/02/e576b68266dc3644.html>

- 現行食品法1979年の内容に食品安全等の観点から一定の限界があること等を理由に、タイ政府は食品法の改正案を策定。2019年に意見公募が行われ、食品産業関係者等から意見が募られた。
- 食品法の改正案の成立後、関連の告示が改正される予定。食品医薬品局によると、食品法改正に伴い関連する告示が約50本公布される予定。
- 国会での審議の状況は・・・

食品法改正の目的と主な変更ポイント

- ① 時代に沿ったアップデート
→ 手数料、罰則の引き上げ
- ② 現在すでに行われていることの明文化
→ 広告は現在も規制されているが改正法内で明確化
→ 製造・輸入にかかる審査の迅速化のため外部機関による審査
- ③ 新規の内容
→ 輸出用生産の対象拡大
- ④ 食品カテゴリーの変更

※改正案の内容は2019年の意見公募時点のものであり、その後、修正されている可能性がある。

○手数料引き上げの例

項目	現行	改正案
食品製造許可証	10,000	100,000
食品輸入許可証	20,000	200,000

○罰則引き上げの例

項目	現行	改正案
食品製造、輸入、販売における基準、方法および条件に関する違反	10,000バーツ以下の罰金	100,000バーツ以下の罰金
ラベル表示に関する違反	30,000バーツ以下の罰金	300,000バーツ以下の罰金
食品製造許可証または食品輸入許可証に関する違反	3年以下の禁錮もしくは30,000バーツ以下の罰金、またはその併科	3年以下の禁錮もしくは300,000バーツ以下の罰金、またはその併科

4. 青果物の場合

- ◆ 一部の青果物（りんご、いちご等）について、2019年8月から**保健省告示第386号**が本格施行。タイ国内の青果物の選別・梱包施設は、保健省告示第386号に定められる基準（園地のトレサビリティの確保、残留農薬検査の実施等）を守る必要。外国（日本等）からタイへの輸入の際は、同等以上の基準に基づく規格等の**証明書を提示できるようにする必要**。
- ◆ さらに、2021年10月から**保健省告示第420号**が本格施行されたことに伴い、**これまで証明書が求められていなかった品目についても、同号に定められる基準と同等以上の基準に基づく規格等の証明書が必要**。

食品衛生規制

（保健省告示第386号、規格・証明書取得）

2019.8~

- | | | | |
|---|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 柿 ・ なす ・ キウイ ・ サクランボ ・ モモ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本梨 ・ ブドウ ・ キュウリ ・ スイカ ・ ミカン | <ul style="list-style-type: none"> ・ リンゴ ・ イチゴ ・ メロン ・ トマト | <ul style="list-style-type: none"> ・ ニンニク ・ キャベツ ・ ネギ ・ 人参 ・ キノコ類 ・ 白菜 等 |
|---|--|--|--|

※食品衛生規制

（保健省告示第420号、規格・証明書取得）

・ ゆず

2021.10~

- ・ ながいも
- ・ さつまいも 等

【参考】

日本からの輸入に使用可能な証明書の例

- ・ 農林水産省・都道府県庁発行の証明書
- ・ JFS規格（JFS-B、JFS-B Plus、JFS-C）
- ・ GLOBAL G.A.P.
- ・ ASIAGAP
- ・ JGAP
- ・ FSSC22000
- ・ ISO222000
- ・ BRC 等

4-2 青果物の場合（植物防疫）

- ◆ 病害虫の侵入・まん延の防止の観点から、植物防疫関連の規制が存在。
- ◆ タイで輸入可能な品目については、日本で検査を受け、植物検疫証明書を用意し、輸出。
- ◆ 一部品目は、園地、選別・梱包施設について、事前に登録し、指定ラベルを貼る等し、輸出する必要。
一部品目は、タイから検査官を招聘し、日本・タイの合同検査を受ける等し、輸出する必要。
- ◆ タイの輸入通関において、病害虫が付着していないか等の検査があり得る。
- ◆ -17.8℃以下で冷凍処理を行った青果物については、事前登録や合同検査等は不要となる。

日本から**輸入可能**

輸出の都度、日本で検査を受け、**植物検疫証明書**を用意

園地、選別・梱包施設の**事前登録等**

- ・柿
- ・なす
- ・キウイ
- ・サクランボ
- ・モモ

- ・日本梨
- ・リンゴ
- ・ブドウ
- ・イチゴ

日本・タイの**合同検査**

- ・キュウリ・メロン
- ・スイカ・トマト
- ・ミカン
- ・ゆず

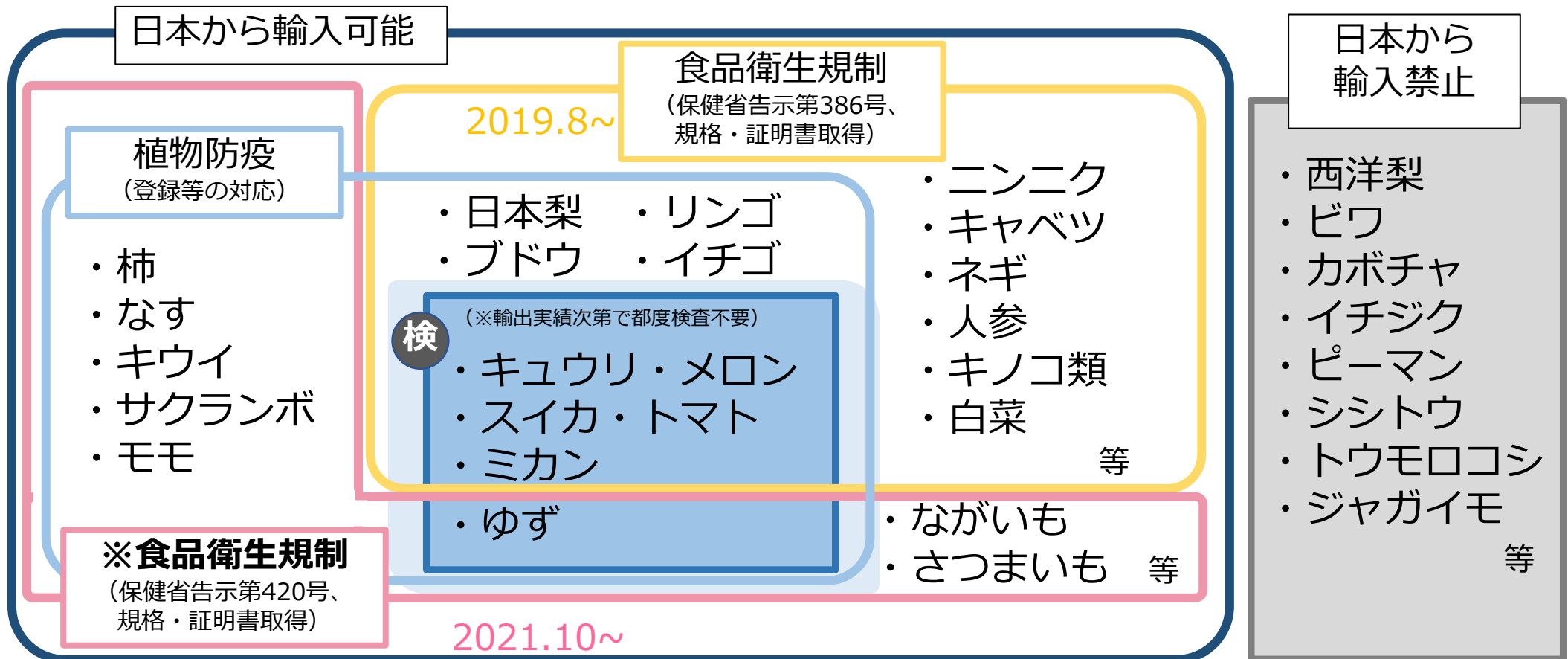
- ・ニンニク
 - ・キャベツ
 - ・ネギ
 - ・人参
 - ・キノコ類
 - ・白菜
 - ・ながいも
 - ・さつまいも
- 等

日本から **輸入禁止**

- ・西洋梨
 - ・ビワ
 - ・カボチャ
 - ・イチジク
 - ・ピーマン
 - ・シシトウ
 - ・トウモロコシ
 - ・ジャガイモ
- 等

※輸入解禁に向けては、日本の産地の要望等を踏まえて、日本政府がタイ政府に要請を行う。タイ政府内でのリスク分析、輸入条件設定等が必要となり、長期間を要することが見込まれる。

- ◆ 植物防疫の観点、食品安全（残留農薬、GMP証明書等）の観点からの2種類の規制が存在。
- ◆ タイへの輸入時等に残留農薬検査が行われる可能性あり。



出所：タイの法令をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

- ◆ 違反が発覚した場合は、①輸出者名等についてタイ保健省ウェブサイトで公表、②次回以降の輸入時に輸入者負担での残留農薬検査の実施、③食品法に基づく罰則の適用等が行われ得る。

【参考】違反が発覚した場合の措置の例

1. very high riskリストに輸出者名等が掲載され、タイ保健省ウェブサイトで公表
2. 次回以降の輸入時、輸入者負担での指定機関での検査（又はCOAの提示）が必須
3. 食品法に規定される罰則が輸入者（や販売者）に適用

例：5万バーツ以下の罰金刑、2年以下の禁固刑若しくは2万バーツ以下の罰金刑
又は併科

※ 1 及び 2 の措置は、3 回連続で基準値内での輸入が行われると、解除

【参考】残留農薬検査に関する詳細（農林水産省ウェブサイト）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html#thai_safety_regs01

◆ 海港では頻繁に、空港では時々、通関時にサンプル抽出（2kg程度）が行われ、簡易テストキットによる検査や、検査分析機関による検査等が実施されている。

【参考】 タイにおける輸入時の残留農薬検査の概要（2020年8月1日開始） ※

<p>Very High Risk</p>	<p>問題が検出されたリストに 含まれている (特定事業者の) 野菜・果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> 過去に問題が検出された成分について、①輸入者負担でタイの指定検査機関での検査、又は、②輸入元国（日本等）での検査+検査分析証明書（COA）の提示。 問題がないことが確認できるまで商品流通は不可。
<p>High Risk</p>	<p>タイ政府指定の品目 ※定期見直し</p> <p>野菜：ハウレンソウ、セロリ、 コリアンダー、カイラン、 スナップエンドウ 果物：ライチ、サクランボ、ザクロ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①タイ政府によるサンプル抽出+分析機関による134成分の検査の可能性、又は、②輸入元国（日本等）で指定成分（5~16成分）の検査+検査分析証明書（COA）の提示。 ①の場合、検査結果が出る前に通関手続きが可能（商品流通後に、問題が発覚する可能性あり）。
<p>Low Risk</p>	<p>上記以外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①タイ政府によるサンプル抽出+検査キット(GT-Pesticide test kit、GPO-TM/2 kit)を用いた検査（問題が確認された場合は分析機関による134成分の検査）の可能性、又は、②輸入元国（日本等）で134成分の検査+検査分析証明書（COA）の提示。 ①の場合、検査結果が出る前に通関手続きが可能（商品流通後に、問題が発覚する可能性あり）。

- ◆ タイ保健省食品医薬品局食品医薬品検査課（Import and Export Inspection Division）は、輸入通関時の生鮮野菜または果物の残留農薬検査の新制度について意見公募を2025年2月21日まで行った。
- ◆ 新制度の草案によれば、原産国の農薬分析結果報告書(test report)、または政府機関、ISO/IEC17025規格認証を取得した分析機関が発効した残留農薬分析結果証明書（COA）を提示すれば、輸入青果物を留め置かれることなく販売することができる。これらの書類がなければ、輸入青果物は下記の3グループに分けられ、各規定に応じた措置がとられる。

(1) 保留（または留置）、検査し、解放するグループ（Hold, Test and Release : HTR）：

青果物の輸入時にサンプルが採取され、1日以内に残留農薬の分析が可能な分析機関に送付される。タイの法令に照らして、合格となれば販売でき、不合格だと輸入者に対して法的措置が講じられるとともに青果物は廃棄または輸入元へ返送され、輸入元の管轄機関へ通知される。

(2) アクティブ・モニタリンググループ（Active Monitoring）：

青果物の輸入時にサンプリングされ、簡易検査による残留農薬検査が行われ、その間は販売できない。検査で安全なレベルであることが明らかになれば販売できる。安全ではないとの結果がでれば、再度サンプルが採取され、1日以内に残留農薬の分析が可能な分析機関に送付される。タイの法令に照らして、合格となれば販売することができ、不合格だと輸入者に対して、法的措置が講じられ、青果物は廃棄または輸入元へ返送され、輸入元の管轄機関へ通知される。

(3) 監視グループ（Surveillance）：

上記（1）、（2）以外の製造者の青果物に対して実施される。サンプリングされ、分析機関によって残留農薬の分析が実施される。分析結果を待たずに青果物を販売でき、分析結果が不合格であれば商品を回収し、輸入者に対して法的な措置が講じられるとともに青果物は廃棄または輸入元へ返送され、輸入元の管轄機関へ通知される

【参考】ビジネス短信 タイFDA、輸入通関時の青果物の残留農薬検査の意見公募を予定より早く終了

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/03/735fd6197dfdb776.html>

5. 関税関係（JTEPA、RCEP等）

日タイ経済連携協定（JTEPA）の重要性

- 現在、日本からの農産物・食品については、**日タイ経済連携協定（JTEPA）等**の適用を受けることで、減税又は免税でのタイでの輸入が可能。タイ国内での価格競争力を有するため、**バイヤーから利用を求められるケースも**。
- JTEPAの適用には、日本商工会議所が発行する「**特定原産地証明書**」が必要。原料の一部に日本産以外のものを利用する場合等は、事前に適用の可否を確認することを推奨。
- なお、**茶や米など関税割当設定のある一部品目**については、事前に割当枠の取得が必要（割当外での輸入はJTEPA非適用）

○主な品目のJTEPA適用による関税率（2025年12月現在）

品目	米	牛肉	茶	野菜 (甘藷)	果実 (桃)	菓子 (ケーキ)	日本酒
通常関税	52 %	50 %	90 %	40 %	40 %	40 %	60 %
JTEPA	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
関税割当	あり	—	あり	—	—	—	—

JTEPAが適用できない場合、小売価格に大きな差が生じる
 （一部輸入業者では、JTEPA適用を取引条件に設定することもあり）

◆ 2022年3月18日付ビジネス短信 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/0ac64ff89a9176bb.html>)

日本の農林水産省は、2022年1月1日にタイや日本を含む10カ国で発効（2月1日に韓国、3月18日にマレーシアでも発効）した、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（[2022年1月6日記事参照](#)）の利用について、日本産食品の輸出促進の観点から解説したセミナーの資料を、[同省ウェブサイト](#)に公開した。

日本とタイの間ではすでに[日タイ経済連携協定（JTEPA）](#)などが締結されており、日本の農林水産物・食品のタイ向け輸出に関しては、RCEPを活用した場合の関税率は既結EPAの範囲内となっている（農林水産省ウェブサイト「[RCEP農林水産品輸出関連の主な合意内容](#)」を参照）。

他方、**RCEPの活用には、JTEPAなどにはないメリットもある**。具体的には、以下のとおり。

1. RCEPでは、締約国産の原材料を日本産原材料とみなすことが可能（累積）。**中国産および韓国産の原材料は、既存のEPAでは日本産原材料とみなされないが、RCEPでは日本産原材料とみなして使用できるため、加工品を中心にEPAを利用できる可能性が拡大**。
2. RCEPでは、日本商工会議所が原産地証明書を発給する第三者証明のほか、経済産業省から認定を受けた輸出者が、自ら原産地証明書を発給する**認定輸出者制度**を採用。認定時には登録免許税が必要となるが、その後は自ら原産地証明書を発給できるため、**継続的に輸出を行う場合には費用・時間を節約できる可能性**がある。
3. RCEPでは可能な限り、48時間以内の貨物の通関（生鮮食品などの腐敗しやすい物品や急送貨物の場合は、6時間未満での貨物の引取り）を規定。

詳しくは、セミナー資料のほか、税関ウェブサイト「[RCEP協定原産地規則について（原産地規則ポータル）](#)」、JETRO作成の「[RCEP協定解説書](#)」、および農林水産省ウェブサイト「[EPA利用早わかりサイト](#)」を参照のこと。

○2国間EPA、日ASEAN・EPA、CPTPPとは異なる**新たなEPA**
 ○既存のEPAと関税率は同じでも、**RCEPの強みを活かすことで、ASEAN向け輸出におけるEPA利用機会を拡大**

☞RCEPでは、中国や韓国も参加しているため、**中国産や韓国産の原材料を使ってもEPAの利用が可能**

RCEPでは、ASEAN加盟国、中国、韓国、豪州、NZの材料を日本産材料とみなすことが可能（累積）。中国産や韓国産など既存のEPAでは日本産材料とみなされない材料もRCEPでは日本産材料とみなされるため、加工品を中心にEPAを利用できる可能性が拡大

	日タイ	日ASEAN	RCEP
累積可能な国数	2か国 (日本+タイ)	11か国 (日本+ASEAN)	15か国 (日本+ASEAN+ 中国+韓国+豪州+NZ)

●タイ向け輸出の場合

	関税率 (MFN)	2022年 日タイ 関税率	2022年 日ASEAN 関税率	2022年 RCEP 関税率
りんご	10.0%又は 3.0THB/kgの 高い方	0.0%	0.0%	0.0%
ぶどう	30.0%又は 15.0THB/kgの 高い方	0.0%	0.0%	0.0%
ソース混合調味料	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
豆腐入り 即席味噌汁	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%

☞RCEPでは、認定輸出者自己証明を使えば、**自分で証明書の作成が可能のため、即日発給も可能**

RCEPでは、日本商工会議所が原産地証明書を発給する第三者証明のほかに、経済産業省から認定を受けた輸出者が自ら原産地証明書を発給する認定輸出者自己証明を採用。既存のEPAでは、原産地証明書の取得に時間・費用を要していたが、RCEPでは自ら発給すればコストがかからない上、即日発給も可能なため、急な注文でもEPAの利用が可能。

	日タイ	日ASEAN	RCEP
証明方法	第三者証明	第三者証明	・第三者証明 ・認定輸出者自己証明 ・自己申告*

	第三者証明	認定輸出者自己証明
概要	日本商工会議所が 証明書を発給	経済産業省の認定を受けた 輸出者が証明書を発給
発給時間	最短翌日以降	即日発給可能
発給費用	基本料2000円 +数量加算(1製品500円)	無料 (認定時に登録免許税9万円が必要)
特徴	・日商が確認する安心感 ・発給に費用や時間がかかる	・即日発給可能 ・発給費用無料(登録免許税が必要) ・日商の確認なし

※自己申告は、豪州とNZへ輸出する場合のみ利用可。

◆ 2022年12月13日付ビジネス短信 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/12/87bdf0d3b6f75dff.html>)

日本の農林水産省と経済産業省は12月6日、経済連携協定（EPA）を利用して青果物などを輸出する際の特定原産地証明書の国内発給手続きを簡素化したと発表した（[農林水産省](#)、[経済産業省](#)）。日本からタイ向けに輸出する場合、日タイ経済連携協定（JTEPA）、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が対象となる。

EPA特惠税率を利用して日本産品を輸出するには、輸出業者は日本商工会議所から、輸出産品が日本原産との原産品判定を受けて、特定原産地証明書の発給を受ける必要がある。

これまでは、日本原産との原産品判定を受けるには、輸出業者は署名入りの生産証明書または青果物などの購入先から入手した仕入書などを日本商工会議所に提出することが求められ、その場合には生産者の氏名や住所などの生産者情報も併せて提出する必要があった。今回の手続き簡素化により、仕入書などを活用する場合、これまで必要とされていた生産者情報の提出が不要となり、県名などの原産地情報の記載があれば、日本原産との原産品判定が可能となった。

また、2回目以降の輸出では、日本原産と一度判定された産品と同一の原産地の産品であれば、再度の原産品判定を行うことなく、過去の判定結果を利用して特定原産地証明書の発給申請が可能。

対象品目は、HSコード 7類（野菜）、8類（果実）、9類（茶等）、10類（コメ等穀物）、11類（米粉等）。

詳しくは、農林水産省ウェブサイト「[EPAを利用するための原産地証明書が取得しやすくなりました！](#)」を参照。

生鮮野菜や果実は仕入書等の原産地情報でEPA利用手続きが可能となります。

EPAの利用手続

EPAを利用して日本産品を輸出するためには、輸出者は日本商工会議所に、輸出産品が協定に基づく原産品であることを明らかにする書類を提出して原産品判定を受けた上で、**第一種特定原産地証明書の発給申請**を行う必要があります。

日本商工会議所では、原産品判定に当たって、必要に応じて生産者情報を確認します。

生鮮野菜や果実について、協定に基づく原産品であることを明らかにする書類として仕入書等を利用する場合、仕入書等の原産地表示に基づき第一種特定原産地証明書の発給手続きが可能となります。

1. 仕入書等の産地で原産品判定

仕入書等の原産地で原産品判定を行う際は、食品表示法に基づく原産地の記載で協定に基づく原産品であることを確認し、原則、生産者情報の提出は不要です。

農林商事 様		令和4年9月〇日	
		(株) 野菜果物 様	
		住所：東京都〇〇区〇〇 電話：03-0000-0000 担当：野菜 太郎	
仕入書			
商品名	原産地	数量	単価
1 りんご	青森	〇	〇〇
2 メロン	静岡	〇	〇〇
3 ぶどう	山梨	〇	〇〇
4 春菊	千葉	〇	〇〇
合計			〇〇〇〇

仕入書等の原産地で判定

- ・青森県産りんご
- ・静岡県産メロン
- ・長野県産ぶどう
- ・千葉県産春菊

2. 同一原産地であれば原産品判定なしで発給申請

仕入書等の原産地で判定済みの産品と同一原産地の産品については、過去の判定結果を利用して第一種特定原産地証明書の発給申請が可能で、原産品判定は不要です。

原産地で判定済みの産品は、過去の判定結果で原産地証明書の発給申請が可能

- ・青森県産りんご (Apple - Aomori)
- ・千葉県産春菊 (Garland Chrysanthemum - Chiba)

INVOICE				
Seller Hanako Yasai Overseas Business Div.		Date 2022/10/〇		
Invoice No. *****		Shipped Per AIR FREIGHT		
Terms of Payment T/T Remittance		Trade terms		
Remarks				
Description	HS Code	Quantity	Unit Price (JPY)	Amount
1. Apple - Aomori	080810	〇	〇	〇
2. Melon - Hokkaido	080719	〇	〇	〇
3. Grape - Nagano	080610	〇	〇	〇
4. Garland Chrysanthemum - Chiba	070999	〇	〇	〇
Number of piece: 〇		Signature		
Net weight(Kg) 〇		Total amount JPY 〇〇		
		NOURN Trading Co., Ltd.		

第一種特定原産地証明書とは？

EPAを利用して日本産品を輸出するためには、この産品がEPAに規定される原産品の要件を満たす必要があります。このことを証明する書類として日本商工会議所が発給する書類を「第一種特定原産地証明書」といいます。

(注) 当該輸出産品の仕入書等は、協定ごとに定められた期間保存する義務があります。輸入国から要請があった場合、輸出産品が協定に基づく原産品であることを明らかにする書類として必要です。

(出所) 農林水産省ウェブサイト「EPAを利用するための原産地証明書が取得しやすくなりました！」添付資料より (https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/EPA/epa_co_shutoku.html)

6. 参考資料

輸入規制・手続きを知りたい

▶ タイの食品輸入規制等について（※基礎的な情報）（2023年11月更新）📄 (3.4MB)

タイの食品輸入規制の概要をまとめた資料です。全体像や求められるGMP証明書など基礎的な情報をまとめていますので、まずはこちらをご覧ください。

▶ タイにおける食品規制及び手続ガイドブック

主にタイの食品輸入規制についてまとめたガイドブックです。タイにおける食品カテゴリー・必要な書類、食品添加物等の規制、製造基準に関する規制、植物検疫・動物検疫など、多くの情報をまとめています。

▶ 日本からの輸出に関する制度（品目別）

日本からタイに農林水産物・食品を輸出するにあたり、タイの輸入に関する諸規制を、品目、項目ごとに調べることができます。

▶ タイの関連法規

タイの食品輸入規制等に関する関連法規（告示等）の日本語仮訳を掲載しています。

ウェブサイト、QR

<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/th.html>



- ◆ 2022年8月2日、タイ輸出支援プラットフォーム専用の相談窓口を設置し、メールで受け付け。
- ◆ タイからの相談はもちろん、日本からの相談も受け付け。
- ◆ これまでに相談多数。輸入事業者、小売り事業者のほか、食品製造事業者や地方自治体からも。

(URL) <https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/th.html>

お申込み方法




ご相談はメールでお受け致します。

E-mail: ThaiPF_Japanfood(at)jetro.go.jp
(※送信の際は(at)を@に変えてください。)

- 相談窓口からの返信は原則毎週月曜日～金曜日（タイ祝日を除く）とさせていただきます。
- ご相談には受け付け順に対応しております。
内容によってはご回答までに数日をいただくことがありますので、ご了承ください。

相談のイメージ： ○○を輸入したいが××が原因で当局から販売許可が下りない。
 △△の規制内容の詳細を知りたい。

 [Privacy Policy](#)

- ◆ 本資料は、日本からタイへの食品輸出、販売等を行う実需者への情報提供として作成したものです。日本政府、タイ政府等の作成した資料を基に作成していますが、執筆後に改定・変更され本資料の内容と異なっていることもあり得ます。
- ◆ 本資料の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。
ジェトロ・バンコクは、本資料に起因して発生した損害・不利益等について、一切責任を負いません。
- ◆ 実際の輸出・販売を行う際には、関係機関および各専門家に照会される等、最新情報の確認をお勧めします。
- ◆ 本資料を無断で引用・転載することは禁じています。

日本貿易振興機構（バンコク）